

## 美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所 原子力事業者防災業務計画修正案の概要

章	内 容	主な修正事項
第1章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第2章 原子力災害事前対策の実施	原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	—
第3章 緊急事態 応急対策 の実施等	警戒体制および原子力防災体制の発令、施設の立上げ、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<第1節> ・警戒事象の発生連絡後の経過に係る様式の統一等 <第2節> ・応急措置の概要報告について、適切な間隔で定期的に報告することを明確化 <別表> ・非常用炉心冷却装置（ECCS）の作動要求から作動失敗への見直し等の緊急時活動レベル（EAL）事象説明の一覧の見直し ・シビアアクシデント対策等に関する一部資機材の削除等美浜発電所1、2号機廃止措置認可に伴う記載の修正
第4章 原子力災害中長期対策の実施	原子力災害中長期対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第5章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	—

- ・原子力事業者防災業務計画修正案は、原災法第7条第1項に基づき検討した結果、修正の必要があると判断したことから、同条第2項により協議を行うために作成したもの。